

令和7年度地域交流(都道府県・市区町村交流) 実施要項 ＝スポーツ庁国庫補助事業＝

1. 目的

2002FIFA 日韓 ワールドカップの日韓共同開催決定および 2007 年に日中両国政府により実施された 2007「日中文化・スポーツ交流年」を契機として、各国との地域レベルにおけるスポーツ交流をより一層促進し、相互理解と友好親善を深めるとともに各地域のスポーツ振興を図ることを目的とする。

2. 対象国

韓国、中国(以下「対象国」という。)

3. 交流方式と基準

(1) 派遣交流

日本の都道府県または市区町村単位で編成する選手団を対象国へ派遣する交流

(2) 受入交流

対象国で編成する選手団を日本の都道府県または市区町村で受け入れる交流

(3) 交流実施形態

公益財団法人日本スポーツ協会(以下「当協会」という。)が交流を実施する都道府県または市区町村が所在する都道府県スポーツ協会へ委託して行う。

(4) 交流実施の対象都道府県および市区町村

対象となる都道府県または市区町村、競技種目は、おおむね下記に該当するものとする。

なお、当協会から都道府県スポーツ協会に対して送付する実施希望調査への回答を基に、下記「4. 実施規模」に記載の範囲内で採択する。

- (ア)当協会が実施する「日韓スポーツ交流」および「日中スポーツ交流」の開催実績がある都道府県または市区町村
- (イ)東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する事前キャンプ誘致等に際し、対象国との国際交流を実施した都道府県または市区町村
- (ウ)対象国とスポーツを通じて友好・親善を深めることを目的として新規もしくは継続して交流を実施する都道府県または市区町村

(5) 対象実施競技種目

実施競技種目は、当協会加盟競技団体種目とする。

(6) 構成の要件

- (ア)主催団体は、当協会および当該都道府県スポーツ協会とし、その他の団体は、主管等とする。
- (イ)原則、日本選手団員(派遣)、対象国選手団員(受入)ともに選手は10名以上とする。
- (ウ)派遣・受入ともに、スポーツ活動(練習・試合・講習会・スポーツ観戦など)を主体とし、なおかつ、文化探訪(文化施設見学など)を含む日程とする。また、スポーツ活動と文化探訪の活動時間の割合は必ず2対1以上(スポーツ活動の割合を2より多くする)とする。
- (エ)受入においては、活動のすべて(文化探訪を含む)を受入都道府県内で行うこととする。
- (オ)交流参加者は小学生高学年～70歳迄を原則とし、交流相手との合意により決定する。
- (カ)本交流を主管する団体は、日本選手団員を複数の団体から選出する。
- (キ)他の国庫補助金、スポーツ振興くじ助成金またはスポーツ振興基金助成金で行われる活動と本交流を重複させることはできない。なお、それ以外の補助・助成を受ける場合は必ず当協会に確認すること。

4. 実施規模

韓 国： 4 交流(派遣 3、受入 1)
中 国： 1 交流(派遣 1)

5. 委託対象期間

令和7年4月1日(火)から令和8年2月27日(金)